

令和6年度 PPA方式等による太陽光発電設備導入事業補助金 募集要領

PPA方式等による太陽光発電設備導入事業補助金（以下、「本補助金」という。）は、兵庫県内の中小事業者の脱炭素化を促進するため、太陽光発電設備及び蓄電池を設置する事業者に対して、その導入に要する経費の一部を補助するものです。

1 補助対象事業

下記（1）～（3）全てに該当する事業

- （1）オンサイトPPAまたはリースにより自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入を行う事業（蓄電池の導入必須）
- （2）需要家が中小事業者等^{※1}であり、兵庫県内で実施されるもの
- （3）以下の①②いずれかの補助事業の要件を満たし、当該補助事業に申請した事業者^{※2}
 - ①環境省・経済産業省の「民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（1）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」（以下「ストレージパリティ補助金」という。）
 - ②国交付金を活用し本県が実施を予定している「地域脱炭素移行・再エネ推進事業（自家消費型非住宅用太陽光発電設備等補助事業）」（以下、「地域脱炭素・再エネ推進事業補助金」という。）

※1 中小事業者等とは、以下の表の資本金の額等または常時使用する従業員の基準を満たす法人または個人事業者であって、次のいずれにも該当しない者とします。

- ①発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小事業者
- ②発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員または職員を兼務するものが、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

表：中小事業者等の基準（AまたはBのいずれかを満たしていること）

業種	資本金の額または 出資の総額【A】	常時使用する従業員数 【B】
製造業等 (運輸業・建設業等を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万以下	200人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※2 ①または②の補助金に申請したことが要件であり、不採択となった場合でも本補助金への申請は可能です。

いずれの補助金についても公募期間が終了している場合、または募集が行われなかった場合は、①または②いずれかへの申請要件を満たすことを前提として、本補助金のみへの申請も補助対象とします(②については令和6年6～7月頃に募集開始を予定(ただし、国交付金の採択結果によっては実施しない場合もあります))。

2 補助対象事業者

オンサイトPPAまたはリースにより、自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入を行う事業者

- ※ 太陽光発電設備を自己所有(設備の買い取り)で導入する場合は、本補助金の対象になりません。
- ※ 自家消費型太陽光発電設備、蓄電池が導入される需要家は、補助対象事業者になりません。

3 補助対象経費

補助対象事業を行うために直接必要な経費として明確に区分できるもので、令和6年度中に支払が完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費が対象となります。

区分	内容
工事費	事業を行うために直接必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費
設備費	事業を行うために直接必要な設備費
業務費	事業を行うために直接必要な業務費
事務費	事業を行うために直接必要な事務費

- ※ 消費税及び地方消費税は対象外とします。
- ※ 対象経費から、他補助金の交付(予定)額を除きます。
- ※ 補助金の交付決定前に発注、契約、支払いをした経費については、補助金の交付の対象になりません。

4 補助金額

上限 500 万円（太陽光発電設備上限 250 万円、定置用蓄電池上限 250 万円）

- ・ 太陽光発電設備 2.5 万円/kW
 - ・ 太陽光発電設備と合わせて導入する定置用蓄電池
定置用蓄電システムの目標価格（工事費込み・税抜き）に6分の1を乗じて得た額と補助対象経費に6分の1を乗じて得た額のうち少ない方の額
- ※ 千円未満切り捨て

5 募集期間

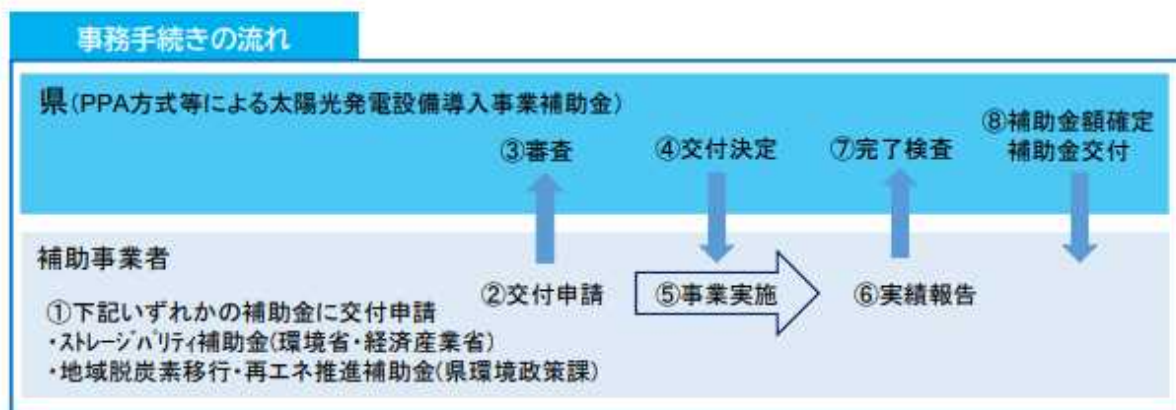
令和6年4月1日（月）～令和6年10月31日（木）まで

- ※ 公募、採択状況により、募集期間の変更や追加募集を行う場合があります。
- ※ 提出のあった申請について受付順に審査を開始し、予算額に達した時点で募集を終了します。
- ※ 本補助金への申請前に、国のストレージパリティ補助金、または県の地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金に申請してください。

6 事務手続きの流れ

補助事業に係る手続きの流れは次のとおりです。

各様式については、兵庫県ホームページからダウンロードをお願いします。



(1) ストレージパリティ補助金、または地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金への申請(上図①)

- ※ 本補助金への申請前に、国のストレージパリティ補助金、または本県の「地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金（令和6年6～7月頃募集開始予定）」に申請をしてください。いずれの補助金についても公募期間が終了している場合、または募集が行われなかった場合は、いずれかの補助要件を満たすことを前提として、本補助金のみへの申請でも補助対象とします。

(2) 本補助金への交付申請（上図②）

本補助金に交付申請してください。

【提出書類】

- ① 補助金交付申請書（補助金交付要綱様式第1号）
- ② 収支予算書（補助金交付要綱様式第1号別記）
- ③ 誓約書（補助金交付要綱様式第1号の2）
- ④ 需要家への還元及び人権配慮に関する誓約書^{※1}（補助金交付要綱別添様式第1号）

※1 ア 補助対象施設の法定耐用年数が経過するまでに、需要家との契約において、補助金額の5分の4以上をサービス料金（またはリース料金）から減額すること及び、イ 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）」の内容を遵守し、人権に配慮すること、に誓約することを書面にて提出してください。

- ⑤ ストレージパリティ補助金、または地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金への交付申請に係る書類一式の写し（いずれの補助事業とも募集が終了しており交付申請していない場合は、いずれかの補助事業の交付申請に係る書類一式）

(3) 審査、交付決定（p3 図③～④）

提出のあった申請について受付順に審査を開始し、予算額に達した時点で募集を終了します。

※ 申請額の合計が予算の範囲を超える等の場合は、予算の範囲内で交付決定を行いますので、補助金交付申請額を減額し交付決定することがあります。

(4) 事業の実施（P3 図⑤）

補助事業を実施してください。令和7年3月31日（月）までに補助事業を完了（事業費の支出も含む）してください。

(5) 交付決定後の申請内容の変更

①申請内容の変更

補助金申請内容に、次のいずれかの変更をしようとする場合は、あらかじめ補助金変更交付申請書（補助金交付要綱様式第3号）を提出し、承認を受けてください。

- ・ 補助事業の対象となる経費相互間の20%以上の変更をする場合
- ・ 事業内容の新設、廃止
- ・ その他申請内容の大幅な変更

②事業の中止

事業を中止もしくは廃止しようとする場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（補助金交付要綱様式第5号）を提出し、承認を受けてください。

（6）実績報告及び額の確定（p3 図⑥～⑦）

事業完了後は、実績報告書を、①事業実施後30日を経過した日まで、②令和7年3月31日、のいずれか早い日までに提出してください。

県は補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要があれば現地調査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

【提出書類】

- ① 補助事業実績報告書（補助金交付要綱様式第8号）
- ② 収支決算書（補助金交付要綱様式8号別記）
- ③ ストレージパリティ補助金、または地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の交付決定を受けている場合は、当該補助事業の実績報告に係る書類一式の写し（いずれの補助事業の採択も受けていない場合は、いずれかの補助事業の実績報告に係る書類一式）
- ④ ストレージパリティ補助金、または地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の交付決定を受けている場合は、当該補助金等の交付決定・確定通知等の写し

（7）補助金の交付（p3 図⑧）

補助金の交付は、補助金の額の確定後となります。

【交付決定後の留意事項】

- ・本補助金の交付は、補助事業完了後の精算払いとなります。
- ・事業内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。
- ・本補助金により取得または効用の増加した財産を、当該取得財産等の処分制限期間（法定耐用年数期間）内に補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、または取り壊し（廃棄を含む）を行おうとする場合は、事前に兵庫県知事の承認を得る必要があります。

7 事業内容等の公表

本補助金の交付決定者に関する情報のうち、法人名（個人事業主は商号または屋号）、施設の名称、所在地、補助事業内容、効果等について、兵庫県ホームページにて公表を予定しております。

8 申請書提出先・問い合わせ先

兵庫県 環境部環境政策課 温暖化対策班

〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1

TEL : 078-362-3273 FAX : 078-382-1580

E-mail : kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp

※メールの件名は、【PPA方式等による太陽光発電設備導入補助事業_株式会社●● ■■工場（施設の名称（需要家の法人名+建物の名称））】と付した上で送信ください。

ホームページ URL : https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/info_list/23113

受付時間 : 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分